

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第84号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則（昭和41年岩手県規則第80号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>第2条から第5条まで 削除</u></p> <p>(養育医療機関の指定の申請)</p>	<p>(養育医療機関の指定の申請)</p>
<p><u>第6条 [略]</u></p> <p>(養育医療機関の指定の告示)</p>	<p><u>第2条 [略]</u></p> <p>(養育医療機関の指定の告示)</p>
<p><u>第7条 [略]</u></p> <p>(指定養育医療機関の開設者の届出)</p>	<p><u>第3条 [略]</u></p> <p>(指定養育医療機関の開設者の届出)</p>
<p><u>第8条 [略]</u></p> <p>(指定辞退の申出)</p>	<p><u>第4条 [略]</u></p> <p>(指定辞退の申出)</p>
<p><u>第9条 [略]</u></p> <p>2 <u>第7条の規定は、前項の規定による申出があった場合について準用する。</u></p> <p><u>(費用の徴収)</u></p>	<p><u>第5条 [略]</u></p> <p>2 <u>第3条の規定は、前項の規定による申出があった場合について準用する。</u></p>
<p><u>第10条 広域振興局長（以下「局長」という。）は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第29条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第42条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第21条の4第1項の規定に基づき、旧法第20条の規定に基づく養育医療の給付を受けた者（以下「被措置者」という。）又はその扶養義務者から、当該措置に要する費用について、別表により保健所長が決定する額を徴収しなければならない。</u></p> <p><u>(徴収費用の額の変更)</u></p>	
<p><u>第11条 保健所長は、災害その他やむを得ない理由により被措置者又はその扶養義務者の負担能力に変動が生じたと認めるときは、その変動の程度に応じて、前条の規定により局長が被措置者又はその扶養義務者から徴収する費用（以下「徴収費用」という。）の額を変更することができる。</u></p> <p><u>(徴収の猶予)</u></p>	
<p><u>第12条 局長は、徴収費用について、被措置者又はその扶養義務者が災害、盜難、疾病、負傷その他の理由により一時に納入することができないと認めるときは、納入することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間に限り、その徴収を猶予することができる。</u></p> <p><u>2 局長は、前項の規定に基づく徴収の猶予をした場合において</u></p>	

て、その猶予をした期間内にその猶予をした徴収費用を納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき前項の規定に基づき徴収を猶予した期間と併せて2年を超えることができない。

3 第1項の規定に基づく徴収の猶予を受けようとする者は別に定める様式による徴収猶予申請書を、前項の規定に基づく徴収の猶予の期間の延長を受けようとする者は別に定める様式による徴収猶予期間延長申請書を所管する局長に提出しなければならない。

4 局長は、徴収の猶予の理由がなくなったこと等によりその猶予を継続することが適当でないと認めるときは、第1項の規定に基づく徴収の猶予を取り消し、又は同項若しくは第2項の規定に基づく徴収の猶予の期間を短縮することができる

（納入の通知等）

第13条 局長は、徴収費用について、法第20条第7項において準用する児童福祉法第19条の20第1項の規定に基づき診療報酬の額の決定があった月分に係る納入通知票を被措置者又はその扶養義務者に送付しなければならない。

2 納入通知票に指定すべき納入期限は、発付の日から15日以内とする。

（書類の経由）

第14条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、所管保健所長を経由しなければならない。

（書類の経由）

第6条 法又は省令の規定により知事に提出する書類は、所管保健所長を経由しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。